

実 名 登 録 申 請 書	
収 入 印 紙	年 月 日
文化庁長官 殿	
1	著作物の題号
2	登録の原因及びその発生年月日
3	登録の目的
4	著作者 住所(居所) 氏名(名称)
5	前登録の登録番号
6	申請者 住所(居所) 氏名(名称) 代理人 住所(居所) 氏名(名称)
7	添付資料の目録

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21.0cm、縦29.7cm)の大きさとする。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下におのおの2cmをとる。
- 3 文字は、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 「著作物の題号」は、題号がないときは「なし」、題号が不明であるときは「不明」と記載する。
- 5 「著作物の題号」には、かたかなでふりがなをつける。
- 6 「前登録の登録番号」の欄には、登録の申請に係る著作物に関する登録がされているときは、その登録の登録番号を記載するものとし、不明であるときは「不明」と、登録がされていないときは「なし」と記載する。
- 7 「申請者」の欄の住所の次になるべく電話の番号を記載する。
- 8 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載する。
- 9 「氏名(名称)」には、かたかなでふりがなをつける。
- 10 代理人によらないときは「代理人」は記載するには及ばない。
- 11 「収入印紙」は、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を申請書にはり付け、その金額を余白に記載する。

12 外国語の固有名詞は、ローマ字を用いて記載する。

12の2 令第20条の2の規定により二以上の登録の申請を同一の申請書で行う場合には、各欄（「登録の目的」、「申請者」及び「添付資料の目録」の欄を除く。以下同じ。）にそれぞれ「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、その次に登録の申請ごとにそれぞれ各欄に記載すべき事項を記載する。ただし、二以上の登録の申請において一の欄に記載すべき事項が全て同一となる場合など、これによるのが適切でない場合は申請書の当該欄に記載することができる。

12の3 令第21条の2の規定により資料の添付を省略するときは、「添付資料の目録」の欄に、当該資料の資料名とともにその旨を記載する。

13 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。